# 農協の現状

農協数	(昭和35年)(平成27年) 12,050 ➡ 679	それぞれの農協は自立して創意工夫で自由に 経営展開できる状況 現に、創意工夫して農産物販売等を行っている 農協も存在
職員数	(平成5年ピーク) (平成25年) 30万人 ➡ 21万人 (東売+営農指導 14% 信用+共済 46%)	農産物販売等に優秀な人材をシフトする必要
組合員数	(昭和35年) (平成25年) <b>正組合員</b> (農業者) 578万人 → 456万人 (下の歳以上の正組合員 比率 4割超 ) <b>准組合員</b> (地域住民) 76万人 → 558万人	世代交代が進めば農協の事業シェアは更に低下する可能性
農協のシェア	(昭和60年) (平成25年) 米の販売 66% → 51% 飼料の購入 51% → 28%	次世代の農業者が積極的に利用するような農協   にしていくことが必要
収支構造	JAの平均値 (平成25年) 信 用 +3.7億円 共 済 +2.0億円 経済等 ▲2.1億円 合計 +3.7億円	経済事業(農産物販売・生産資材調達)で農業者 にメリットを出しつつ、経営を安定させていくことが 必要
農業者の 期待	アンケート (平成25年) 販売力の強化を求める声 79% 資材価格の引下げを求める声 80%	正組合員である農業者の声に応えていく必要

# 農協を取り巻く環境の変化

	農協法制定当時(昭和22年)	現在
食料の需給状況	<ul><li>○不足基調</li><li>・米は国が全量買い入れる食管制度 (農協の役割は集荷と国への引渡し)</li><li>・野菜等は市場で公平に分配 (農協の役割は集荷と市場への出荷)</li></ul>	○過剰基調 ・消費者・実需者のニーズに 対応しなければ有利に販売 できない (米も民間流通)
農業者の状況	〇農地解放直後で、 各農家の経営規模は均質(1ha弱)	<ul><li>○大規模な担い手農業者と小規模な兼業農家に階層分化</li><li>・担い手農業者を含めた農業者のニーズに対応しなければ地域農業は発展しない</li><li>・担い手農業者にメリットがあれば、農業者全体にメリットがあるはず</li></ul>

## 農協法改正の全体像

### 農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

### 農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

#### 地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話合いが大切】

#### 法改正の内容

#### 地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
  - **理事の過半数を**、原則として、**認定農業者や農産物販売等** のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
  - **農協は、農業者の所得の増大を目的**とし、**的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てる**ことを規定する 【経営目的の明確化】
  - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規 定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
  - 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に 組織変更できる規定を置く

#### 中央会•連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

### 法改正の内容

#### 全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

#### 都道府県中央会

○ 現在の特別認可法人から、**農協連合会**(自律的な組織)**に 移行**する

#### 全 農

○ その**選択により、株式会社に組織変更**できる規定を置く

#### 連合会

○ 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

出典:農協法改正について(平成28年1月、農林水産省ホームページ掲載資料)

## 農協改革の基本的な考え方

### 農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)



農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。



## 地域農協が

自由な経済活動を行うこと により、農業者の所得を向 上させるようにすることが 改革の基本

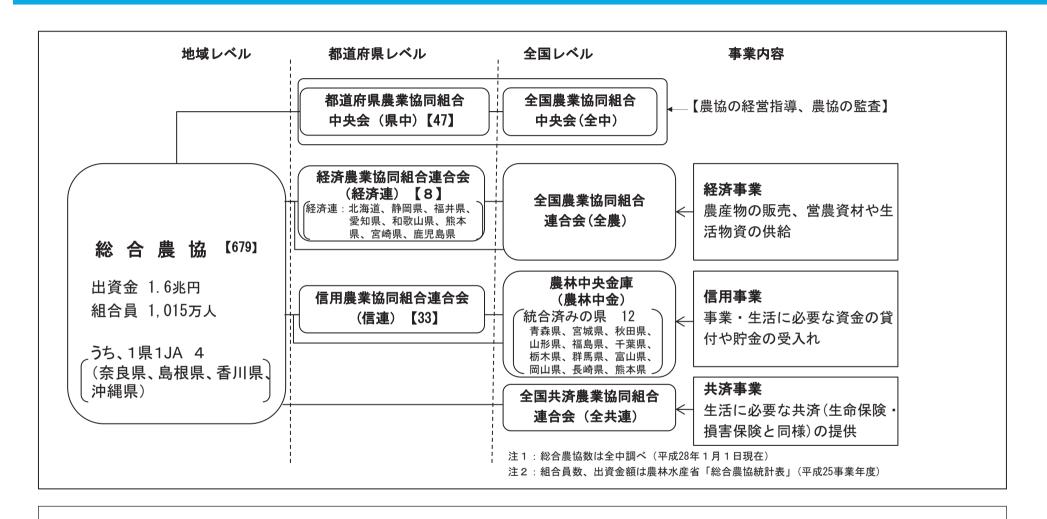


### 連合会等は

地域農協の自由な経済活動 を制約せず、適切にサポー トしていくことが基本

出典:農協法改正について(平成28年1月、農林水産省ホームページ掲載資料)

## 農協の組織



※ 農協には、上記の総合農協とは別に、専門農協(信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協)がある。専門農協数は681。組合員数は221千人(正:169千人、准:52千人)。 注:農林水産省「平成25事業年度専門農協統計表」

出典:農協について(平成28年1月、農林水産省ホームページ掲載資料)

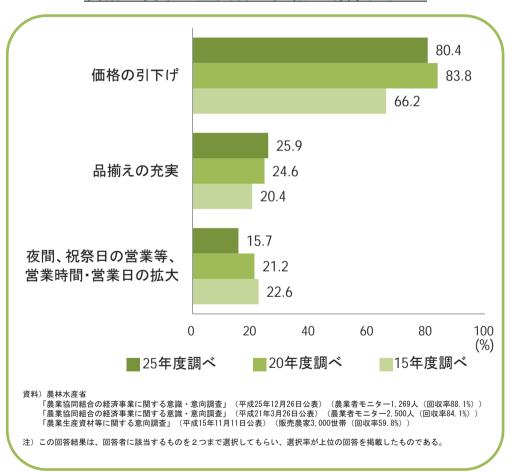
# 農協への期待

### 農業者は、農協に販売力の強化、資材価格の引下げを求めている。

### 農協の農畜産物の販売事業に期待すること



### 農協の農業生産資材の供給に期待すること



出典:農協について(平成28年1月、農林水産省ホームページ掲載資料)

## 独禁法の農協への適用について

○ 独禁法上「協同組合」の行為の一部は独禁法適用除外となっており、農協も、この「協同組合」として取り扱われている。欧米においても、同様の取扱いが多い。

### 適用除外となる行為

○ 組合としての共同行為(合法)

### 【容認される行為の例】

- ・ 組合員の生産した農産物を農協が集荷し、まとめて販売
- 組合員が必要とする生産資材を、農協が 注文を取りまとめ共同購入
- ・ 組合員の委託を受けて、農協が行う<u>乳業</u> メーカーとの価格交渉

#### 公正取引委員会は、平成23年4月、

- ① 農業者は依然として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはない
- ② 農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材 購入について自らの判断で取引先を選択できる
- ③ 適用除外制度があるために<u>規制できない農業協</u> 同組合等の問題行為は特段認められなかった

ことを理由として連合会を含め農協等の<u>適用除外制</u> 度を直ちに廃止する必要はないとの結論。

### 適用となる行為

〇 不公正な取引方法を用いる場合

### 【違反となる事例】

- ・ 組合員に対し、農産物の<u>農協への出荷</u>や肥料・ 農薬の農協からの買取を強制
- ・ 組合員が農協から農業機械の購入<u>資金を借り入</u> れるに当たり、農協からの購入を条件
- 農協が、組合としてでなく事業者としての立場で、 他の事業者や農協と共同して、価格や数量の制限 等を行う場合

### 【違反となる事例】

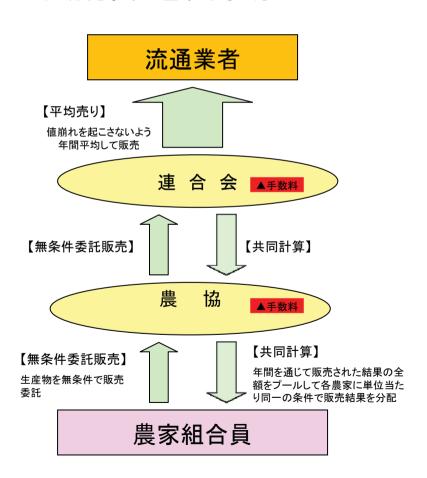
・ 農協と他の金融機関が共同して学費の納付に係る口座振替手数料を徴収することに合意し、実行

農協・連合会の<u>不公正な取引等</u>については、公 正取引委員会と農水省が連携して<u>厳しく対処</u>

### ◆従来の経済事業運営の基本的考え方

・ 従来農協の経済事業(農業関係)は、比較的均質で小規模な農業者が地域の大多数を占めるという構造を前提として、これらの農業者の生産以外の分野(生産資材の供給、農産物の流通等)をまとめて実施することによってメリットを出すことを目的に無条件委託販売、平均売り、共同計算等の基本的考え方により運営されてきた。

### 〇 販売事業の基本的考え方



### 〇 購買事業の基本的考え方

